

対米通商問題への中国の対応

対話による解決を目指す一方、自国の利益も堅守

みずほ総合研究所

調査本部 アジア調査部中国室

03-3591-1385

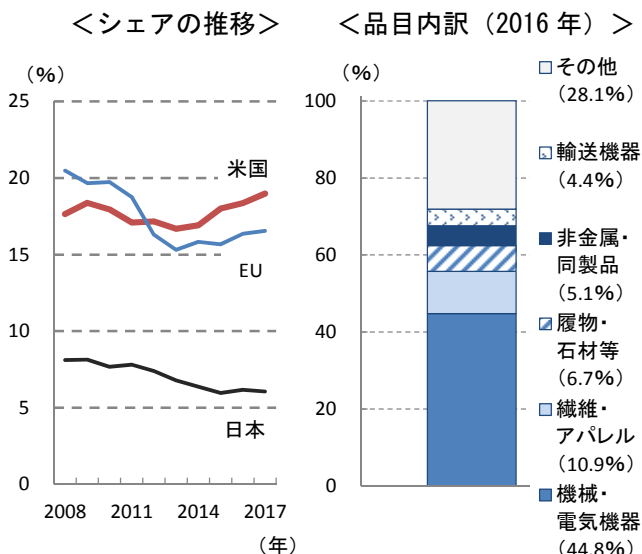
- 米通商法に基づき米国が相次ぎ実施する貿易制裁措置に対し、中国は対抗策を講じるとともに、WTO紛争解決手続を申し立てる一方、対外開放加速や輸入拡大の方針を強調し、硬軟両面での対応
- 今後も、対米通商問題に対して中国は対話による解決を目指す一方、自国の利益も堅守する方針。様々な展開が想定されるなか、米中摩擦が今後も続けば中国経済への悪影響が顕在化する恐れ
- 当面の交渉の着地点は見通しづらく、先行きは依然不透明。仮に合意が得られても、それで決着をみるとは限らず。中国の台頭などを背景に、米中の緊張関係が長期化する点には留意が必要

1. はじめに ～ 高まる米中経済関係不安定化への懸念

2018年に入り、米トランプ政権の通商政策方針の一つである「米通商法のアグレッシブな執行」が急速に実現しつつある。これを受け、中国も対抗措置を取り始めるなど、米中経済関係の緊張化に対する懸念が高まっている。中国にとって、輸出や対外投資を中心に近年米国のシェアは高まっており（図表1・2）、経済摩擦が激化することになれば、中国経済の下振れ要因ともなりかねない。

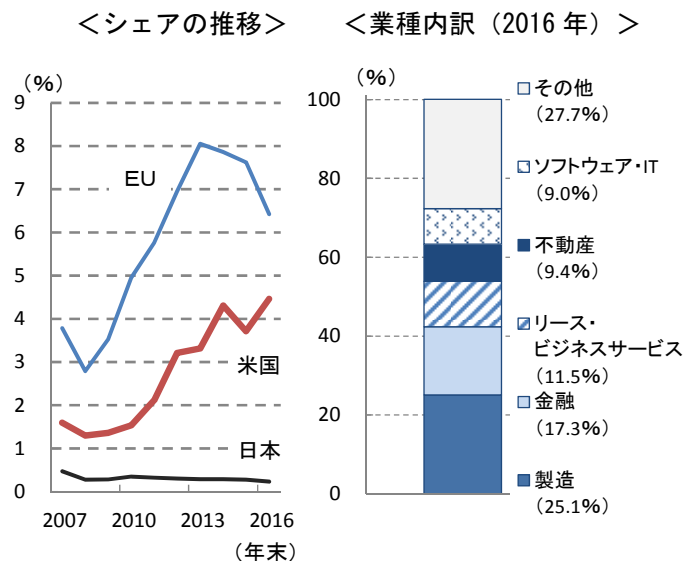
以下では、最近の米通商政策への中国の対応の経緯を振り返ったうえで、対米通商問題に関する中国の基本的な考え方を整理し、今後想定されるシナリオや中国経済への影響について考察する。

図表1 中国の対米輸出動向



(資料) 中国海関総署、UN Comtrade、CEIC Data より、みずほ総合研究所作成

図表2 中国の対米直接投資（ストック）動向



(資料) 中国商務部、CEIC Data より、みずほ総合研究所作成

2. 2018年以降の米通商政策と中国の対応

米国では、これまでに米通商法に基づき、以下の措置が講じられている（図表3）。①米通商法201条に基づく大型家庭用洗濯機及び太陽電池輸入に対するセーフガード（1/23大統領布告、2/7施行）、②米通商拡大法232条に基づく安全保障措置としての鉄鋼・アルミニウム製品への高関税賦課（3/8大統領布告、3/23施行）、③米通商法301条に基づく知的財産権侵害等を理由とする対中貿易・投資制裁（3/22発表、4/3中国産輸入1,333品目・約500億ドルの制裁リスト公表）及びWTO紛争解決手続の申立（3/23）の3つだ。

セーフガード発動（①）は対象が限定的であったが、基幹素材である鉄鋼・アルミへの高関税賦課（②）は、関係国が幅広くかつ米国内にも悪影響が予想されることなどから、トランプ政権の保護主義政策への懸念が世界で急速に高まる契機となった。中でも、特に懸念を強めたのは中国だ。①②は中国のみが対象ではないが¹、それぞれの調査報告書で中国が強く意識されているほか²、③は中国を対象にしており、これら一連の措置が、米貿易赤字総額の約半分を占める対中貿易を主なターゲットとしていることが明らかだからだ。

これら米国の措置に対して、中国政府は以下のような対抗策を講じている。①WTOセーフガード協定に基づく米国への協議要請（2/6）及び米国産コーリヤン輸入へのアンチダンピング措置（2/4調査開始、4/17アンチダンピング措置仮決定）、②米国産ワイン・豚肉等128品目への高関税賦課（米通商拡大法232条に基づく措置への報復。3/23発表、4/2発動）及びWTO紛争解決手続の申立（4/5）、③大豆・自動車・航空機を中心とする米国産輸入106品目（米通商法301条に基づく措置への報復。米国の措置と同額となる500億ドル相当）への制裁関税措置（4/4発表）及びWTO紛争解決手続の申立（4/4）だ。

アンチダンピング措置（①）について、中国政府は米セーフガードに対する報復措置ではないと説明しているが、②、③については報復措置であることを明示したほか、トランプ大統領が③に関連し

図表3 米通商法に基づく貿易制限措置と、これに関連する中国の動向

	米国の措置	中国の動向		
		WTO申立	対抗措置など	対外開放の取り組み
2月	通商法201条に基づく大型洗濯機・太陽電池へのセーフガード（1/23大統領布告、2/7発動）	米国のセーフガード措置に関する協議を要請（2/6）	米国産コーリヤンへのアンチダンピング措置（2/4調査開始、4/17仮決定）	
3月	通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミの追加関税措置（3/8大統領布告、3/23発動）	米国の措置に関する二国間協議を要請（4/5）	ワイン、豚肉等の米国産品128品目に追加関税等の措置を発表（3/23、4/2発動）	
4月	通商法301条に基づく追加関税対象候補となる中国製品1300品目を発表（4/3）	米国の措置に関する二国間協議を要請（4/4）	航空機、大豆、自動車等の米国産品106品目への追加関税措置を発表（4/4）	習主席が、対外開放や輸入拡大等の取り組みを進める姿勢を表明（4/10）
	米トランプ大統領が1,000億ドル規模の対中追加関税措置の検討をUSTRIに指示（4/5）	「中国はすでに十分な準備をしており、米国がリストを発表すれば即刻反撃する」（4/6外交部）		国家発展改革委員会が、自動車製造業等への出資規制を段階的に撤廃する方針を表明（4/17）

（資料）WTO、中国国家発展改革委員会、中国商務部、各種報道資料等より、みずほ総合研究所作成

て1,000億ドル規模の追加制裁品目の検討をUSTR（米国通商代表部）に指示したことに對して「即刻反撃する」と表明するなど³、一歩も引かない姿勢である。同時に、WTO協定等に基づく申立を行い、中国の対応が国際法に基づいているとの立場を示している（補論参照）。

他方、中国政府は対外開放加速の姿勢を強調するなど一定の歩み寄りもみせている。例えば、ボアオ・アジアフォーラムでは、習近平国家主席が対外開放や輸入拡大などを一層進める方針を述べたほか（4月10日）、易綱人民銀行総裁は金融分野での具体的な対外開放策と工程表を示した（同11日）。習国家主席の演説に對してトランプ大統領が歓迎の意を表明し、一時は米中が緊張緩和に向かうかに見えた。しかし、米国は、同16日にZTE（中国通信機器メーカー）の不正に對する措置として米国製品の輸出禁止を決定したほか⁴、同19日には米中経済・安保調査委員会のレポートでZTEに加えてファーウェイやレノボといった中国大手ICT企業のスパイ行為を指摘するなど⁵、中国に對する厳しい対応を続けた。

こうした応酬を経た後、同21日には、ムニューシン財務長官が訪中し、中国との協議を進める考えが明らかになったことで、対話に軸足が移る兆しが表れ始めている。

3. 米中経済摩擦に對する中国の基本的な考え方

（1）米中経済関係を巡る争点 ～ 貿易不均衡をはじめ多岐にわたる問題が存在

米中経済関係を巡る争点は多岐にわたっている。米国側の関心事項については、中国政府が2017年5月に公表したレポート⁶の中で、対中貿易赤字や人民元レート、過剰生産能力、市場開放、知的財産権保護の5点が挙げられている（図表4）。このほか最近では、米通商法301条に基づく調査・制裁でも指

図表4 米国の中国に對する批判事項に關する中国側の認識

争点	米国側の主張	中国側の主張
貿易赤字	対中貿易赤字が米国における雇用の最大化の妨げに	貿易黒字/赤字は政府が決定するものではなく、両国の経済構造、産業構造により決定されるもの
人民元	中国は為替操作を行っている（ただし、最近の為替報告書では、中国を為替操作国とは認定せず）	中国は2005年7月以降、人民元レートの市場化を着実に実施。人民銀行による外為市場での調整は為替操作には当たらず
過剰生産能力	中国の生産能力拡大を主因とする世界的な鉄鋼の過剰生産を背景として、米国産鉄鋼の輸入品への代替が進展	中国における鉄鋼製品の過剰生産能力削減は着実に進展。鉄鋼製品の輸出は減少傾向に
市場開放	銀行、証券、保険、文化、製造業等の分野で、参入基準の緩和を要求	開放の度合いは、国情に基づき決められるもの。中国は、これまでも自主的に開放を進めてきた
知的財産権	中国政府が、米国に進出する中国企業に對して、先端技術や知的財産権を保有する米国企業を買収できるように不公正な支援を実施	中国政府は一貫して知的財産権保護を重視。知的財産に關する専門裁判所を設立するなど、着実に法整備を実行中
技術移転	米国企業が中国に進出する際に、中国企業との合併や出資比率規制により、米国企業に對して中国企業への技術移転を強制	外資の中国進出時に中国パートナーへの技術供与を強制する法規制は存在しない。中国政府による技術移転の強制は事実無根
中国製造2025	「中国製造2025」は米国の知的財産権を侵害し、中国の新興産業の振興を図る戦略であり、国際経済規則にも違反	「中国製造2025」は開放・発展、協力・WinWinという理念のもとに実行。公正性、透明性を有しており、WTO規則にも合致

（資料）中国商務部『关于中美经贸关系的研究报告』（2017年5月25日）、「国新办举行中美贸易有关情况吹风会」（『国务院新闻办公室网站』2018年4月4日）等より、みずほ総合研究所作成

摘されているように、外資企業に対する技術移転要求や、製造業の高度化に向けた産業政策である「中国製造2025」等に対しても米国からの批判の矛先が向けられている。これらいずれの問題に対しても、中国は反論をしており、双方の意見は一致をみていないのが現状だ。

他方、中国側の関心事項としては、上記のレポートで、中国のWTO加盟に関する議定書第15条の規定順守⁷、米国の対中ハイテク製品輸出規制、安全審査などを通じた中国企業の対米投資に関する規制、中国製品に対する高関税の設定など米国による貿易救済措置の濫用の4点が挙げられている。

(2) 中国の基本姿勢 ~ 対話による解決を目指すと同時に、自国の権益も堅守

中国は、外交の基本方針として「対話による争いの解決と、協議による意見の不一致の解消を堅持する」と同時に、「自己の正当な権益も決して放棄はしない」ことを掲げている⁸。

米中間の経済摩擦についてもこの方針が貫かれていることが、政府要人の発言からうかがえる。例えば、2018年3月に開催された全国人民代表大会の会期中の記者会見の場で、李克強首相は「米中間の貿易戦争は双方にとってメリットがない。貿易とは、協議や交渉、対話を通じて紛争を解決するものだ。双方が感情に走らず、理性的な姿勢を維持して貿易戦争を回避することを望んでいる」と述べ、対話による解決を目指す姿勢を強調した。

他方、自国の権益保護のために米国に対抗する姿勢も徐々に強めている。例えば、米国による鉄鋼・アルミへの関税措置が発動された翌日（3月24日）、劉鶴副首相がムニューシン米財務長官と電話会談を実施し、「中国側は既に準備できており、国家の利益を守る実力もある」と述べ、米国をけん制した。さらに、通商法301条に基づく対中関税措置の対象品目リストが発表された4月4日には、王受文商務部副部長が記者会見の場で「もし米国側が戦うのであれば、我々は最後まで付き合う」との強い口調で、米国の措置に対抗していく姿勢を強調している。

(3) 米国の思惑に関する中国の見方 ~ 目先の政治・経済的利益と対中外交の方針転換

米国が通商問題で中国への圧力を強めつつある背景について、中国国内では国外の論調と同様、大きく分けて2つの要因が指摘されている⁹。

ひとつめは、11月に実施予定の中間選挙を意識したトランプ大統領の政治的な思惑だ。自身の中心的な支持層である白人労働者や、政権への影響力が強いとされる金融業界等の利益を考慮し、米国第一主義に基づく中国への強硬姿勢をアピールするとともに、中国の市場開放を促すための交渉材料にしようとしている、と考えられているのだ。

もうひとつは、対中外交の方針転換だ。中国は、これまで経済規模を着実に拡大させるとともに、近年ではフィンテックやAI、ビッグデータなど最先端の産業・技術領域でも台頭してきている等、様々な分野で世界でのプレゼンスを高めている。米国はこれまで、協調的な政策によって中国の市場経済化や民主化を促そうとする「関与政策」をとってきたが、実際には、政治体制面を中心に米国が想定していたような変化はみられなかった。それどころか、経済力を強めて「社会主義現代化強国」というスローガンを掲げるようにもなっている。こうした現状を受けて、米国は中国への圧力を強めることによって中国の台頭を抑制しようとする「封じ込め政策」をとる方針に転換したとみられている。

4. 想定される今後のシナリオと中国への影響

(1) 今後のシナリオ ～ 楽観シナリオ・中間シナリオ・悲観シナリオ

現地の見方などに基づく、米中経済摩擦の今後予想される展開としては、楽観的なものから悲観的なものまで、大きく分けて3つのシナリオが挙げられよう¹⁰。

まず、楽観的なものとしては、中国が引き続き対外開放や輸入促進の取り組みを進めることで、米国にとって一定の利益が見い出せるようになると同時に、輸入制限等の措置が自国に及ぼす悪影響について米国で懸念が強まることで、米国の対中経済政策の軸足が徐々に制裁から協議へと移り、米中経済摩擦が早期に沈静化に向かうというシナリオが考えられる。

次に、楽観・悲観の中間的なものとして、米国が追加の制裁措置を公表、実施し、これに対して中国も対抗策を打ち出すという動きが当面続き、両国の摩擦が強まる一方、交渉も同時並行で進められ、徐々に沈静化に向かうというシナリオが考えられる。この場合に中国が実施しうる対抗措置としては、輸入制限措置の対象品目拡大（トウモロコシ等の農産品や、石油や天然ガス等の資源など）や、訪米旅行の制限といったサービス貿易分野への拡大などが現地では挙げられている。

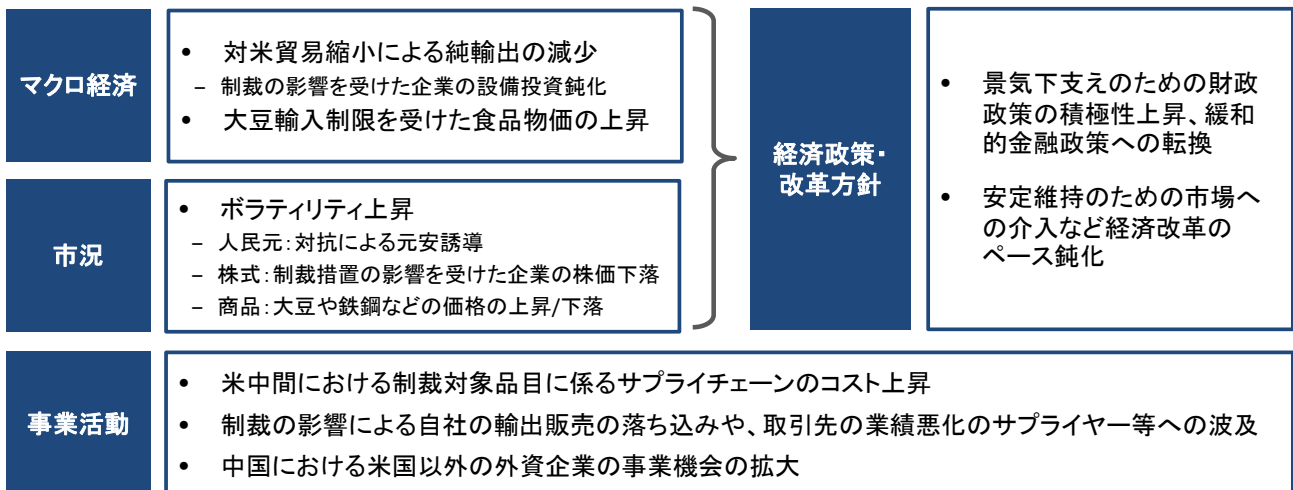
最後に、悲観的なものとしては、両国の交渉が進展せず、制裁措置の応酬がエスカレートすることで、経済摩擦が激化をするというシナリオが想定される。この場合に中国がとりうる対抗措置としては、米国企業・金融機関による対中投資の制限や、全面的な対米輸入制限、人民元安の誘導、米国債の売却など、中国経済の安定にとっても望ましくない極端な措置も、現地では指摘されている。

(2) 経済摩擦による中国経済への影響 ～ 景気、マーケット、事業環境など影響は広範に

米中間の経済摩擦が今後も続けば、景気やマーケット、事業環境など様々な面で中国経済への悪影響が次第に顕在化する恐れがある（図表5）。

景気に関しては、米国向けの輸出落ち込みによる経済成長下押しや、輸入依存度の高い大豆の輸入制限による国内物価の上昇といった直接的な影響が考えられるほか、輸出企業など米国の制裁の影響を受けた企業やその取引先の設備投資の下押しといった間接的な影響もありうる。通商拡大法232条及び通商法301条に基づく米国の制裁を前提とした場合、制裁対象品目の対米輸出額はGDP比0.4%

図表5 米中貿易摩擦により今後発生しうる中国への主な影響



(資料) みずほ総合研究所作成

(2017年)であるほか、現地研究機関によれば大豆輸入制限のC P Iの押し上げ幅も最大で0.23%PTと試算されており¹¹、直接的な影響は限定的なものになるとみられる。ただ、中国への制裁規模の拡大や間接的な影響も考慮すると、経済への下押し圧力は無視できないものになる恐れもあり、楽観視はできないだろう¹²。

また、マーケットに関しては、ボラティリティの上昇が懸念される。例えば、中国の為替介入による人民元安の進展や、制裁を受けた中国企業の業績悪化や投資家心理の悪化による株価下落、大豆や鉄鋼など制裁対象品目の価格の変動などが起こりうる。これまでも、人民元安誘導に関する観測報道を受けた一時的な人民元安(4月9日)や、投資家心理の悪化による上海株下落(3月23日)、米国産大豆価格の急落(4月4日)など、米中貿易摩擦に関連してマーケットが不安定化している。今後も同様の事態が起こる可能性は否定できない。

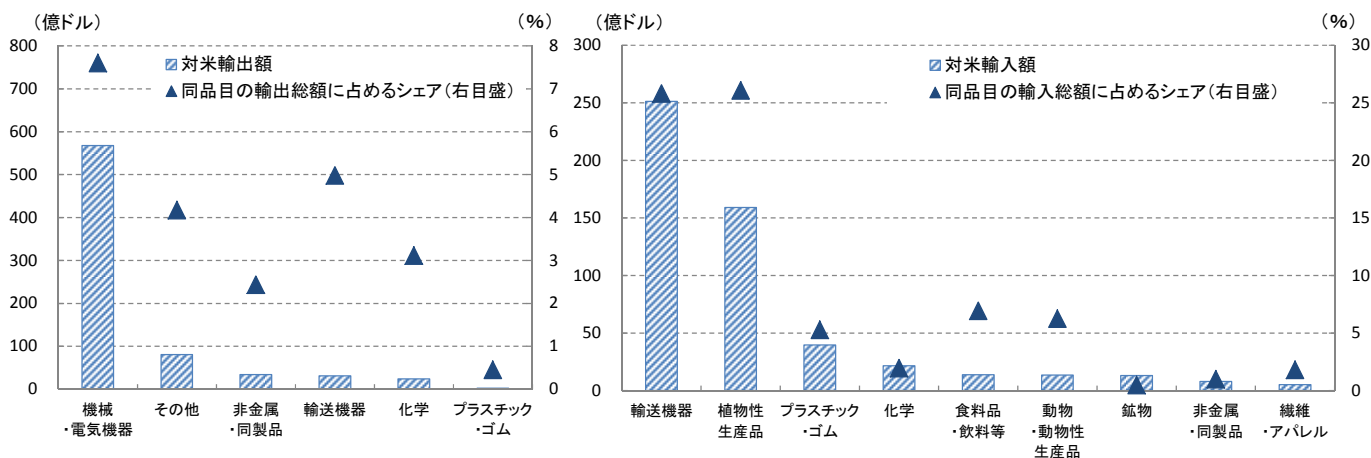
さらに、景気やマーケットの不安定化に対する懸念が強まった場合には、改革よりも安定維持を重視し、財政政策の積極性上昇、金融政策の緩和気味な運営への転換、金融分野を中心とする改革のペース減速など、経済政策の方針が見直される可能性もある。4月23日に開催された中央政治局会議でも、この可能性が示唆された。同会議では「世界の政治・経済情勢は一層複雑に入り組んで」おり、「通年の目標・任務の達成には苦しい努力が必要」との情勢認識のもと、「構造調整の加速と内需の持続的拡大を結び付け、マクロ経済の安定を保つ」とし、外部環境の悪化に備えて内需振興にも力を入れる考えが示されたのだ¹³。

事業環境に対する悪影響としては、制裁対象品目に関するサプライチェーンのコスト上昇(追加関税分の負担増や、輸入・輸出先の切り替えによる輸送コスト増など)や、制裁の影響による自社や取引先の販売の落ち込みが想定される。こうした悪影響は、中国国内にとどまらず中国が含まれるサプライチェーン全体にも波及することが予想される点には留意が必要だ¹⁴。他方、米国製品・企業を対象とした中国の対抗措置により、他国企業の相対的な競争力向上や事業機会拡大というプラスの影響

図表 6 米中の制裁対象品目の金額と中国の輸出・輸入に占めるシェア (2016年)

<米国による輸入制限の対象品目と中国の輸出>

<中国による対抗措置の対象品目と中国の輸入>



(注) 米国の通商拡大法 232 条と通商法 301 条に基づく措置及びこれに対する中国の報復措置の対象品目を、HS コード 6 桁で集計し、2 桁で分類したもの。

(資料) UN Comtrade, USTR, 中国商務部, Chad P. Bown (2018) *More than Soybeans: Trump's Section 301 Tariffs and China's Response*, PIIIE TRADE & INVESTMENT POLICY WATCH, April 4 より、みずほ総合研究所作成

が発生しうることも考えられる¹⁵。これらの影響は、金額の大きさや中国の貿易に占めるシェアを踏まえると、中国からの輸出に関しては機械・電気機器（機械部品やモニター等）、中国の輸入に関しては輸送機器（航空機や乗用車）や既述の大豆等の品目を中心に現れることが予想される（前頁図表6）。

5. 米中間の合意形成は容易ではなく、不安定な関係が長期化する恐れも

当面を展望すると、米通商法301条に基づく措置に関する米中協議の行方が焦点となる。具体的には、対象品目に関するパブリックコメントの募集期間や、WTOの紛争解決手続きにおける二国間協議要請からパネル設置要請までの期限とされている60日間が経過した6月上旬がひとつの節目となるだろう¹⁶。なお、過去の同様のケースでも、米国による制裁対象品目リストの公表後、概ね2カ月以内に交渉が合意に至っていた（補論参照）。

ただ、今回の交渉での合意形成は必ずしも容易ではないだろう。今回の米国の制裁については、1,000億ドルという中国の巨額の対米貿易黒字の削減という要求を背景に、過去の例に比べて対象が広範かつ大規模であるためだ¹⁸。また、北朝鮮問題もリスク要因となるだろう。米朝首脳会談が6月上旬までに開催に向けて調整が進められているなど、足元で米朝関係は落ち着きをみせているが、再び不安定化した場合、北朝鮮問題との関係で米国が中国への圧力を強める可能性も否定はできない。

交渉がまとまらなかった場合には、その後も米中間での制裁の応酬や交渉が続けられることになるだろう。米通商法301条に基づく措置の発動決定期限である8月中旬や、米国で中間選挙の実施が予定されている11月上旬頃まで続くことも予想される。また、仮に2018年中に両国が何らかの合意に達したとしても、それで米中間の経済摩擦が決着をみるとは限らない。支持獲得のために対中圧力を強めようとするトランプ大統領の政治的思惑は、大統領選挙実施が予定されている2020年まで働きやすいと考えられるほか、上述のように、米国の対中外交の方針が転換している可能性もあるためだ。今後とも同様の問題が再燃し、米中経済関係が中長期にわたり緊張関係を続けるリスクにも十分に留意する必要がある¹⁹。

(補論) WTO協定に基づく米中の申立等について

米国の通商法に基づく貿易制限措置について、中国は対抗策を講じており、いずれもWTO手続きに沿ったものであるとの立場をとっている。「米通商法201条に基づく大型家庭用冷蔵庫及び太陽電池へのセーフガード発動」に対しては、中国はWTOセーフガード協定に基づく補償協議などを米国に要請し(2/6)、2/12に協議が開催されたものの進展はみられていない。「米通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミニウム製品輸入措置」に対しては、中国は安全保障上の措置ではなく実質的なセーフガードとみなし、セーフガード協定8.2に基づく対抗措置(米国産ワイン・豚肉等128品目の譲許関税停止及び高関税賦課)を通知した(3/29)。その後、米国がセーフガードの適切な手続き要件に従っていないことなどを主張し、WTO紛争解決手続きに従い米国に対する二国間協議を要請している(4/5)。本協議にはEU等5か国・地域が第三国として参加を要請している。

他方、「米通商法301条措置」については、米国、中国それぞれがWTO紛争解決手続きの申立を実施した。米国は、中国が合弁による技術移転契約終了後に外国企業が自ら保有する特許権を行使する権利を否定していること、外国の技術輸入を不公正に扱う契約を強制することを通して、外国の知的財産権保有者が中国における知的財産権を保護する能力をなくしていることなどを問題視している(具体的に問題視する法律は、中国の対外貿易法、技術輸出入管理に関する規則、中外合資経営企業法、中外合資経営企業法施行規則、契約法)。これらがTRIPS(知的財産権貿易関連)協定違反であるとし、中国に対して二国間協議を要請した(3/23)。本協議には日本・EU等5か国・地域が第三国参加する見込みである。それに対して、中国は米通商法301~310条、301条調査の結果及び米国の制裁決定・制裁リスト公表などを問題視し、一般的最恵国待遇及びWTO締結国への譲許関税適用規則等(GATT1.1、2.1(a)(b)、DSU23)違反による米国との二国間協議を要請した(4/3)。

これまでのところ、米国は中国による2つの二国間協議要請についていずれも根拠がないとしつつも応じる旨を通知したが、米国の協議要請に対する中国の回答は確認されていない。二国間協議要請から60日以内に解決しない場合には、パネル(小委員会)の設置を要請することができる。パネルによる報告書が採択されるまでにはパネル設置後原則9カ月を要し、パネルの報告を不服として上級委員会に申し立てる場合には、さらに3カ月程度を要することとなる。

米通商法301条措置に関する二国間協議は、米国が制裁措置を実際に発動するかを判断する期間と重なるため、その行方が注目される。卢锋(2018)によれば、中国は過去に5回、米301条に関する紛争を経験している(次頁図表)。うち3ケースでは知的財産権侵害が、その他のケースではそれぞれ市場アクセスとクリーンエネルギー補助金が問題となった。WTO加盟以前の4ケースについては、米国の制裁決定(制裁リスト公表)後、比較的短期間(1~2カ月)で合意に達しており、WTO加盟後の2010年のケースでは、WTO紛争解決手続きによる二国間協議を申立後、パネル設置を要請することなく半年程度を経て、中国が問題に挙げられた補助金を停止することで実質的に合意に至っている。

図表 過去の米通商法 301 条・スペシャル 301 条に基づく対中措置とその後の経緯

	経緯		合意を受けた中国の対応
第一次	1991/4 1991/12/3 1992/1/16	中国の知的財産権保護の不足を理由に特別調査開始 米国は中国からの輸入品15億ドルに100%関税を賦課する制裁リストを公表。同日、中国は12億ドルの報復リストを発表 協議が成立、「米中知的財産権保護に関する覚書」を締結	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権に関連する国際条約に参加 ・国内法改正 ・南方の一部省での海賊版の取り締まり
第二次	1991/10 1992/8/21 1992/10/10	中国市場へのアクセスを理由に調査開始 米国が服飾品等39億ドルへの懲罰関税リスト発表 協議が成立、「市場アクセスに関する両国政府の覚書」を締結	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入調整税の廃止 ・225種類の商品関税引き下げ ・5年以内に多くの米国製品の輸入制限等を解除
第三次	1994/6 1994/12/31 1995/2/4 1995/2/26	中国の知的財産権に関する特別調査を開始 米国が電子製品・玩具等28億ドルへの制裁関税リスト発表。同日、中国は対米輸出(消費品)への懲罰関税等を発表 2月26日に中国の輸入品10.8億ドルに100%関税を課すと宣告 協議が成立	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権保護法の大幅な強化 ・知的財産権関連の輸入・投資障壁削減
第四次	1996/4/30 1996/5/15 1996/6/17 1999/3	中国の知的財産権に関する特別調査開始 米国は中国の繊維・衣料品、電子製品等30億ドルへの制裁関税リスト発表。同日、中国は報復リストを発表 知的財産権保護に関する「書簡交換と中国の法執行行動報告」を締結 米中知的財産協定に正式に署名	<p>(1996/6/17までに決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法な光ディスク工場の閉鎖 ・海賊版製品の輸出停止 ・知的財産権関連製品の輸入市場開放
第五次	2010/9/9 2010/11/15 2010/12/22	中国のクリーンエネルギー政策(補助金)措置に関する調査開始 中国は米国の虚偽告発として反論 米国は最終調査により中国の「風力発電設備工業化特別資金管理暫定弁法」をWTO規定違反とし、WTO紛争解決手続きによる二国間協議を申立	<p>(2011/6/7発表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電設備に対する補助金停止

(資料)「卢锋：中美新一轮经贸博弈前景推测」(『財経网』2018年4月8日)等より、みずほ総合研究所作成

¹ ①通商法 201 条措置はカナダ、メキシコ、及び世界輸出に占める比率が 3%未満（洗濯機はタイ、太陽電池はタイ・ベトナムを除く）の一般特惠関税受益国を除外、②通商拡大法 232 条措置はカナダ、メキシコ、オーストラリア、韓国、EU、アルゼンチン、ブラジルを暫定的な適用免除として発動。

² USTR ファクトシート、*Section 201 Cases: Imported Large Residential Washing Machines and Imported Solar Cells and Modules*, January 2018、米商務省（2018）*The Effect of Imports of Aluminum on the National Security, An Investigation Conducted under Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962, as Amended*, January 17, 2018、米商務省（2018）*The Effect of Imports of Steel on the National Security, An Investigation Conducted under Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962, as Amended*, January 11。

³ 「外交部发言人陆慷答记者问」（『中国外交部网站』2018 年 4 月 6 日）。

⁴ ZTE は 2017 年 3 月にイラン・北朝鮮への輸出隠蔽により米商務省と罰金支払いで合意、7 年間の執行猶予が与えられたが、ZTE が提出した報告書に虚偽記載があったとして、米商務省は執行猶予取り消し、及び 2025 年 3 月までの輸出特権の否認（米国製品の輸出禁止）を決定した（<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2018/04/secretary-ross-announces-activation-zte-denial-order-response-repeated>、2018 年 4 月 27 日アクセス）。

⁵ The U.S.-China Economic and Security Review Commission (2018) *Supply Chain Vulnerabilities from China in U.S. Federal Information and Communications Technology*, April 19 (https://www.uscc.gov/sites/default/files/Research/Interos_Supply%20Chain%20Vulnerabilities%20from%20China%20in%20U.S.%20Federal%20ICT.pdf、2018 年 4 月 27 日アクセス）。

⁶ 中国商務部「关于中美经贸关系的研究报告」（2017 年 5 月 25 日）。

⁷ 中国の WTO 加盟に関する議定書第 15 条の中で、他国が反ダンピング措置を実行するにあたり、調査対象製品の産業が市場経済の条件を備えていることを生産者側が証明できない場合、他国は、中国の国内販売価格やコストではなく、中国と経済発展の段階が近い他の国のデータを代替として用いてダンピングマージンを算出できるとされている。ただ、第 15 条では同時に、加盟から 15 年後（2016 年 12 月 11 日）にはこの規定は失効するともされている。中国は、同日以降も中国を市場経済国と認定せず、従来の規定でダンピング措置を続けている米国に対し、第 15 条の規定を遵守するよう求めている。なお、EU や日本も、中国を市場経済国と認定していない。

⁸ 「中国共产党第十九次全国代表大会开幕会」（『中国网』、2017 年 10 月 18 日）。

⁹ 例えば、「張明：中美貿易戦歩向何方？中国政府应如何应对？」（『华尔街见闻』2018 年 3 月 27 日）、「楼继伟理事长在 50 人论坛中美圆桌对话会上的发言」（『全国社会保障基金网站』2018 年 3 月 29 日）、「从美国中期选举看贸易战可能的发展边界」（『华尔街见闻』2018 年 4 月 8 日）。

¹⁰ 「張明：中美貿易戦歩向何方？中国政府应如何应对？」（『华尔街见闻』2018 年 3 月 27 日）、「中美还有哪些牌可以打？」（『华尔街见闻』2018 年 4 月 7 日）。

¹¹ 「从大豆到 CPI：对美大豆加关税，需要担忧国内通胀吗？」（『华尔街见闻』2018 年 4 月 5 日）。

¹² みずほ総合研究所「米国第一主義と通商問題」（みずほ総合研究所『緊急レポート』2018 年 4 月 25 日）。

¹³ 4 月 27 日に公表された「金融機関の資産管理業務規範化に関する指導意見」も、その可能性を示唆している。2017 年 11 月 27 日にパブリックコメント募集稿が示された際には、実際の適用までの移行期間が 2019 年 6 月末までとされていたが、最終版ではそれが 2020 年末に延長されたのだ。パブリックコメント募集稿公表時、国内金融機関から上がっていた移行期間の短さに対する懸念の声に加え、最近の外部環境不安定化に対する指導部の懸念を背景に、国内金融市場の安定に配慮し、変更された可能性がある。

¹⁴ 徳田秀信・宮嶋貴之・高瀬美帆（2017）「米中貿易摩擦は日本経済にどのような影響を及ぼすか」（みずほ総合研究所『みずほインサイト』2017 年 4 月 6 日）。

¹⁵ このほか、米中間の交渉の過程で中国の対外開放に関する取り組みが加速することにより、外資への市場参入基準が緩和されたり、知財保護に関する取り組みが進んだりする等、投資環境が改善するというプラスの影響が現れる可能性もある。

¹⁶ 「米国の対中関税賦課は早くても 6 月初旬以降」（『JETRO ビジネス短信』2018 年 3 月 30 日）。

¹⁷ 当面の主要な通商・地政学的イベントについては、みずほ総合研究所『みずほ米国経済情報』2018 年 4 月号参照。

¹⁸ 「卢锋：中美新一轮经贸博弈前景推测」（『財経網』2018 年 4 月 8 日）。

【共同執筆者】

アジア調査部中国室主任研究員	三浦 祐介	
アジア調査部中国室主任エコノミスト	大和 香織	kaori.yamato@mizuho-ri.co.jp
アジア調査部中国室主任研究員	佐藤 直昭	naoaki.sato@mizuho-ri.co.jp

●本レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。